

病児保育の実施について

(事務事業：保育事業)

1 予算議決からの経緯

- ・ 令和4年2月7日
厚生文教常任委員会説明
- ・ 令和4年2月15日
補正予算議決
議決後、賃貸借契約の進捗状況や補助申請書類に関する連絡調整を随時行うなか、3月末の事業完了に向けて、進捗状況確認や事業開始に向けた打合せのため来庁を求める。
- ・ 令和4年3月25日
保育事業者来庁。物件貸主との契約が整わず、令和3年度中に改修工事を終わることができない旨の報告を受ける。
報告を受け、令和4年度に同補助事業を再度申請できることを国に確認し、保育事業者に伝えた。保育事業者より事業開始は遅れるが、令和4年度中に病児保育を実施するとの意向を確認した。
- ・ 令和4年4月7日
保育事業者来庁。物件を含めてあらためて見直す旨報告を受ける。感染症の影響により対応が遅れているが、病児保育を実施する意向については変わらないことを確認した。

2 今後の対応

保育事業者との連携を密に、令和4年度中に病児保育開設に向けた準備を進める。

令和4年度から病児保育の町内実施を想定していたため、令和3年度まで実施していた病児保育利用助成事業の予算措置を今年度はしていないが、町内での病児保育が開始されるまでの期間、病児保育利用助成の補助申請があった場合は、予備費充用にて対応していきたい。

3 担当

子育て支援課児童係